

リスクマネジメント委員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）のリスクマネジメント委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という）は、気球に関する重大な事案が発生したときに、国内外での気球活動の安定継続のため、連盟を代表してこれに対応する。

- (1) 気球による重大な事故が発生したときに、外部および連盟会員に、正しい情報を遅滞なく伝える。
- (2) 気球活動に関して重大な事案が発生したときに、これに対処する。
- (3) 気球活動に関して重大な事案が発生すると予測されたときに、これに対処する。
- (4) その他、会長が必要と判断したときに、これに対処する。

(構成)

第3条 委員会は、リスクマネジメント委員長（以下「委員長」という）1名と広報担当1名、およびリスクマネジメント委員（以下「委員」という）若干名をもって構成する。

2 委員長と広報担当は、会長が任命する。

3 委員は、委員長が任命する。

(業務)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長がこれを招集する。

- (1) 気球による重大事故の情報収集と報告。
- (2) 気球活動に関する重大事案の調査、分析、建議。

2 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録を連盟の会員に速やかに公表しなければならない。

附則

この細則は、平成31年（2019年）1月27日より施行する。